

平成28年11月29日
次世代火山研究・人材育成
総合プロジェクト
総合協議会座長決定

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会議題選定要領

(趣旨)

第1 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会（以下「総合協議会」という。）の議题選定については、この要領の定めるところによる。

(調査審議事項)

第2 総合協議会が調査審議を行う事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業または課題の中止または廃止に関すること
- (2) 年度事業計画（委託契約における業務計画書）の目的、当該年度における成果の目標及び業務の方法の変更（顕著な火山災害の発生等の事情がある場合の計画の変更（対象火山の変更等）を含み、目的、成果の目標及び業務の方法を変更しない範囲での経費の流用及び人件費の増額に関するものを除く。※）に関すること
- (3) 次世代火山研究推進事業の課題責任機関、共同実施機関及び参加機関並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム代表機関及びコンソーシアム参加機関の入替・離脱に関すること
- (4) その他事業の運営にあたり重要な事項に関すること（ただし、次世代火山研究推進事業の課題責任機関及び共同実施機関並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム代表機関と文部科学省が締結する委託契約について、契約変更が伴う事項または委託契約書において文部科学省の事前承認が必要とされている事項であっても、前各号に定めるもの以外のものは除く。）

(報告事項)

第3 総合協議会は次の各号に定める事項について、報告を受ける。

- (1) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトの翌年度予算案の概要に関すること
- (2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト評価会の年次フォローアップ及び中間評価の結果に対する取り組みに関すること。

- (3) 次世代火山研究推進事業の事業責任者、分担責任者及び分担者並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業の実施責任者入替・離脱に関すること
- (4) 次世代火山研究推進事業の協力機関及び火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム協力機関の入替・離脱に関すること
- (5) 次世代火山研究推進事業の各課題の課題責任機関、共同実施機関及び参加機関が火山研究人材育成コンソーシアム構築事業に講師を派遣した実績に関すること（年次報告）
- (6) 火山研究人材育成コンソーシアムで RA として雇用した者を次世代火山研究推進事業の各課題に参画させた実績に関すること（年次報告）
- (7) 次世代火山研究推進事業においてポストドクター、RA を雇用した実績に関すること（年次報告）
- (8) 次世代火山研究推進事業における、他の分野の研究者との連携状況に関すること（年次報告）
- (9) 火山研究人材育成コンソーシアムにおいてカリキュラムを履修・修了した者の進路状況に関すること（年次報告）
- (10) 火山研究運営委員会及び人材育成運営委員会における委員等の意見及び協議事項に関すること
- (11) その他事業の運営にあたり軽微なものに関すること（ただし、次世代火山研究推進事業の課題責任機関及び共同実施機関並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム代表機関と文部科学省が締結する委託契約に基づき、文部科学省に事前又は事後に届け出ることとなっている事項であっても、前各号に定めるもの以外のものは除く。）